

今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ（案）に関する意見

①氏名 (フリガナ)		川上 聡 (カワカミ アキラ)			
②住所		(都道府県名)		(市区町村以下)	
		三重県			
③電話番号		0 5 9 5 - 6 5 - 5 7 8 5	メールアドレス		
④職業		⑤年齢		⑥性別	
意見該当箇所		⑦御意見			
頁	行	(200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)			
5	7	<p>1. 2 「治水目標と河川整備の進め方」</p> <p>【要旨】</p> <p>中間とりまとめ（案）は、その冒頭（第1章）から、「ダムありき」の根拠とされてきた基本高水流量、計画高水流量による洪水調節方式を容認した内容になっており、「ダムにたよらない治水」検討の主旨にそぐわない姿勢を示している。このことから「中間とりまとめ（案）」は、根本的に改訂する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>今後の治水対策のあり方について「中間とりまとめ（案）」の「1. 2 治水目標と河川整備の進め方」の項では、有識者会議の治水対策の基本的スタンスを「河川整備基本方針において計画高水流量等が設定されているが、その長期的な目標が設定されるまでの具体的な事業に関しては、河川整備基本方針と整合性のとれた中期的な整備目標を持つ河川整備計画が定められ、その目標に対する治水安全度の確保と災害軽減を図るための事業が実施される。」「もちろん、事業の進捗に伴う段階的効果の発言を評価し、必要に応じて見直しを行うものとされている」と記述している。</p> <p>しかし、今回の「ダムにたよらない治水」の検討は、これまで数十年間にわたり河川行政が進めてきた「基本高水流量を決め、洪水をダムと河道に配分して制御するという考え方」を抜本的に「ダムにたよらない治水」への政策転換することを目指すものであったはずである。そうであるならば、これまでのように何百年かかっても達成できないであろう過大な計画高水流量を設定し、それを根拠として「ダムありき」で進めてきたこれまでの治水計画のあり方自体を根底から見直さなければならないにもかかわらず、この「中間とりまとめ（案）」はその冒頭第1章から「ダムありき」の根拠とされてきた基本高水流量、計画高水流量による従来の治水方式を踏襲した内容になっており、「ダムにたよらない治水」検討の主旨に反する姿勢を示している。</p> <p>これらのことから、この「中間とりまとめ（案）」では抜本的な治水政策の転換は望むべくもないため根本的に改訂する必要がある。</p>			

頁	行	⑦御意見 (200字を超える場合は200字以内の要旨も記載)
6	6	<p>1. 3 計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方</p> <p>【要旨】 さまざまな治水対策の項目を掲げることは易い。しかし、要はそれらが実施・実践されるかどうかなのである。生命や財産の喪失に常に晒されている流域住民の立場に立った総合的かつ部局横断的な施策で、有効かつ実践可能な具体策の提案を行うことが有識者会議の任務ではないのか。</p> <p>【意見】 想定洪水の調節を目的として建設される「ダム」の治水効果限定的であることは言うを俟たない。有識者会議が「中間とりまとめ（案）」において「計画上の整備水準を上回る洪水への対応のあり方」という項を設けたことは一定の評価ができるが、ここに掲げられた諸施策は、かつて河川審議会の答申に基づいて建設省（当時）が方針として掲げたこともある「総合治水」の域を出ず、国民が瞠目するような新たな画期的対策ではなく、大変失望した。</p> <p>さまざまな治水対策の項目を掲げることは易い。しかし、要はそれらが実施・実践されるかどうかなのである。前述の「総合治水」も殆ど実践されなかった。その典型例は今回掲げられた「粘り強い構造の堤防」の実現である。総合的な治水対策が遅れに遅れ、その間に多くの人命と財産が失われた現実がある。国土交通省の内部ですら河川、都市、住宅、道路などの分野毎に縦割りになっており、それらの情報共有、施策の協力、共同（協働）が欠如している。生命や財産の喪失に常に晒されている流域住民の立場に立った総合的かつ部局横断的な施策で、有効かつ実践可能な具体策の提案を行うことが有識者会議の任務ではないのか。</p>
9	1 9	<p>1－4 流域と一体となった治水対策のあり方</p> <p>【意見】 「森林の洪水緩和機能は中小規模の洪水において発揮されるが、治水上問題となる大洪水の時には、顕著な効果は期待できない。」と決めつけているが、森林の洪水緩和機能を過小評価すべきではない。</p>
1 3	6	<p>2-2 検証にあたっての基本的な考え方</p> <p>【要旨】 河川法の改正（平成9年）によりその第1条（目的）に新たに加えられた「河川環境の整備と保全」が「基本的な考え方」から脱落している。</p> <p>【意見】 治水対策であっても河川環境の保全を基本とし、河川環境を損なわない、のみならず河川環境を良くする治水対策を講じなければならないはずである。その視点が「基</p>

		本的な考え方」から脱落しているのは遺憾である。
1 4	2	<p>(9) 総合的な評価にあたって、(以下略)</p> <p>【要旨】</p> <p>「コストを最も重視する」と記述されているが、「コスト」を偏重するのは誤った考え方である。重要なのはコストのみではない。環境はコストよりも、ずっと重要である。ダム建設によって生ずる環境破壊をどのように環境コストとして算出するのが全く明らかにされていないのは問題である。</p> <p>【意見】</p> <p>重要なのはコストのみではない。環境はコストよりも、ずっと重要である。ダム建設によって生ずる環境破壊をどのように評価し、環境コストとして算出するのか、しないのが全く明らかにされていないのは問題である。</p>
1 4	6	<p>(10) 科学的合理性、(中略)、透明性の確保、(中略)、意見を聴く。</p> <p>【要旨】</p> <p>どのように「透明性の確保」を担保するのか、聴いた意見は検討検証主体の対応方針(案)や有識者会議の意見にどのように反映するのか、意見を反映したかどうかを誰がチェックするのか具体的に示す必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>審議を非公開で行った有識者会議が「透明性の確保」を掲げるのはおこがましいのではないか。有識者会議自らが率先垂範するべきであった。各種の検討検証主体に、果たしてちゃんと「透明性の確保」を実践させられるのか疑問を感じざるを得ない。どのように「透明性の確保」を担保するのか、聴いた意見はどのように検討検証主体の対応方針(案)や有識者会議の意見に反映するのか、意見を反映したかどうかを誰がチェックするのか具体的に示す必要がある。</p> <p>住民が半数参加する公募の第三者機関を「透明性の確保」の監視・評価機関として設置することが望ましい。国家は地域の人々に検証されるしきみを持たない限り健全な姿を保ち得ない。淀川水系流域員会の意見を無視して淀川水系河川整備計画の策定を強行したこと、有識者会議の審議を非公開で行ったことなどにより、河川行政の透明性に対する国民の信頼・信用は著しく失墜したことを国土交通省、有識者会議委員は重々認識するべきである。</p>
1 4	9	<p>「個別ダムの検証は、(中略)事業の継続の方針又は中止の方針を決定するものである。」</p> <p>【意見】</p> <p>事業の継続の方針又は中止の方針を決定する主体は誰か? 主語が不明瞭な文章であ</p>

		<p>る。あたかも有識者会議が決定する主体であるかのようにも読める。意見聴取の結果を反映した有識者会議の意見あるいは答申を参考にして「国土交通大臣が決める」と訂正すべきであろう。</p>
1 5	5	<p>3. 1 検証の概要</p> <p>【要旨】 検討対象事業の範囲が狭すぎる。</p> <p>【意見】 平成22年度に事業が行われる136事業（145施設）すべてを検証の対象とし、検証期間中は地域住民の生活再建及び災害防止、復旧工事を除き、ただちに全ての工事を中止すべきであった。現状は、平成22年度予算確保を理由として、万一建設が中止になれば無駄になる転流工工事等が粛々と進められ（例、川上ダム）ており、疑問に思う。</p>
1 6	3	<p>個別ダムの検証は、事業の再評価の枠組みを活用する。</p> <p>【意見】 現行の「国土交通省所管公共事業の再評価」は、事後評価であり、事業の性質上（土木工事）再評価の結果、事業が不適切と判断されても、現状復旧のための予算確保は不可能であり、また、ダムのような大規模事業では環境破壊を原状回復することはできない。再評価のほとんどが事後追認となっている再評価制度を個別ダムの検証に当てはめるのは不適切である。</p>
1 6	2 4	<p>「個別のダム事業については、各地方整備局等、水機構、都道府県が「検討主体」となって、検証に係る検討を行う。」</p> <p>【要旨】 検証検討の対象である当該ダムを計画、用地買収、建設等を推進してきたダム事業者である各地方整備局等、水機構、都道府県が主体となって自らの事業の検証検討を行うこととしているが、これでは国民が納得できるような客観的、公正かつ透明性の高い検証検討を期待することは全くできない。</p> <p>【意見】 検証検討の対象である当該ダムを計画、用地買収、建設等を推進してきたダム事業者である各地方整備局等、水機構、都道府県が主体となって自らの事業の検証検討を行うこととしているが、これでは国民が納得できるような客観的、公正かつ透明性の高い検証検討を期待することは全くできない。国民はこのようなお手盛りの八百長検証方法を絶対に認めない。もしこのような愚挙を押し通すならば、河川行政、有識者会議とその構成員である個々の委員に対する国民の信用・信頼を回復困難なほどに著しく損なうであろう。</p> <p>ここに述べた「客観的、公正かつ透明性の高い検討検証」及び「国民が信用、信頼</p>

		<p>できる検討検証」とは、ダム事業者でない、公募委員によって構成される第三者機関が、一般住民や報道機関が傍聴できる公開の場で審議すること、発言者の記名議事録を速やかに公表すること、傍聴自由とし、傍聴者に発言の機会が保障されることなどの方法で検証することである。</p> <p>先行事例として、近畿地方整備局長が設置（平成13年）した淀川水系流域委員会の方式を採用すべきである。以下に、その方式の主なものを挙げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会が自主的に運営（庶務を民間シンクタンクに委託） ・ 委員の専門分野が広く、住民・NPOの委員が多数。 ・ 審議のための資料、審議内容、記名議事録等全ての情報を徹底的に公開。 ・ 幅広く一般住民の意見を聴取。 ・ 現場視察に重点。 ・ 委員自らが提言・意見書などを執筆。 ・ 傍聴自由で、必ず傍聴者が発言できる時間を設けた。
18	14	<p>3.5 対応方針（案）等の決定</p> <p>【意見】</p> <p>検証の対象となるダム事業の対応方針の原案は公表し、学識経験を有する者、関係住民の意見を聴くべきである。</p>
19	1	<p>第4章 検証対象ダム事業等の点検</p> <p>【意見】</p> <p>過去の洪水実績など計画に用いられてきたデータ等及び計画の前提となっているデータ等が変わるような場合の新たなデータは公表すべきである。情報公開がなければ学識経験を有する者、関係住民などは意見の述べようがないからである。</p>
20	1	<p>第5章 複数の治水対策案の立案</p> <p>本章に参考として掲げられた（1）～（26）の方策は、かつて河川審議会の答申に基づいて建設省（当時）が方針として掲げたこともある「総合治水」の域を出ず、国民が瞠目するような新たな画期的対策ではなく、大変失望した。もう少し「有識者」としての値打ちを国民の眼前に示したらどうか。</p> <p>さまざまな治水対策の項目を掲げることは易い。しかし、要はそれらが実施・実践されるかどうかなのである。前述の「総合治水」も殆ど実践されなかった。その典型例は今回掲げられた「粘り強い構造の堤防」の実現である。国土交通省の内部でも河川、都市、住宅、道路など縦割りになっており、それらの情報共有、施策の協力共同（協働）が欠如しており、総合的な治水対策が遅れに遅れ、その間に多くの人命と財産が失われた現実がある。生命や財産の喪失に常に晒されている流域住民の立場に立った総合的かつ可及的速やかに有効かつ実践可能な具体策の提案が俟たれる。</p>

23	22	<p>(9) 決壊しづらい堤防</p> <p>【要旨】</p> <p>国土交通省の築堤の技術的目標は「計画高水位以下で決壊しない」堤防を整備することであったから、その程度の技術はすでに確立し、既に全国で実施されている。堤防に関する最大の課題は、越水しても破堤しない堤防技術を速やかに開発し、直ちに実施することである。</p> <p>【意見】</p> <p>「仮に、現行の計画高水位以下でも決壊しない技術が確立されれば、河道の流下能力を向上させることができる。技術的に可能となるなら……。」と述べているが、従来より国土交通省の築堤の技術的目標は「計画高水位以下で決壊しない」堤防を整備することであったから、その程度の技術はすでに確立し、既に全国で実施されている。そして「計画高水位」は、国が水害訴訟で免責されるための最重要の基準なのである。有識者会議委員は、それらの常識的事実も認識せずにこのように記述したのか。おおいに疑問に思う。</p> <p>そして国土交通省は「計画高水位を1cmでも超えると破堤するおそれがある」として、上流にダムを建設する根拠としてきたのである。堤防に関する最大の課題は、越水しても破堤しない堤防技術を速やかに開発し、直ちに実施することである。第3次淀川水系流域委員会の堤防の越水対策の審議においては、近畿地方整備局は頑として「越水対策は技術的に確立していない」と主張して、真摯に対応しなかった。</p> <p>国土交通省が越水対策技術の開発に意識的に取り組まないために全国各地で頻発する局地的集中豪雨による超過洪水によって多くの人命・財産が失われて続けている現実があることを有識者会議は直視すべきである。</p> <p>最近の淀川水系では、場所によっては堤防天端まで浸透、洗掘対策を行っている事例もあり、三重県の雲出川のように耐越水堤防を整備した河川もある。従って、中間とりまとめ(案)のこの個所では「仮に、現行の計画高水位以上で堤防天端以下の洪水でも決壊しない技術、及び越水しても破堤しない技術を<u>真摯</u>に検討して治水対策案を立案せよ」と記述すべきである。</p>
----	----	---

4 0	1 6	<p>(7) 環境への影響</p> <p>●生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか</p> <p>【要旨】</p> <p>重要な種どころか、国が文化財保護法に基づいて指定した特別天然記念物の生息、生息環境に不可逆的な重大な影響を及ぼすダム建設事業がどんどん進められている。自治体（市、県教育委員会）、文化庁、地域住民の意見も聴いて、特別天然記念物を最優先に保護・保全するためにダム建設を見直す必要がある。</p> <p>【意見】</p> <p>「地域を特徴づける生態系や動植物の重要な種等への影響がどのように生じるのか」とあるが、現実には、重要な種どころか、国が文化財保護法に基づいて指定した特別天然記念物の生息、生息環境に不可逆的な重大な影響を及ぼすダム建設事業がどんどん進められている。（例．川上ダム建設地の特別天然記念物オオサンショウウオ累計約1000の個体・個体群）</p> <p>自治体（市、県教育委員会）、文化庁、地域住民の意見も聴いて、特別天然記念物を最優先に保護・保全するためにダム建設を見直す必要がある。</p>
4 2	3	<p>(8) 流水の正常な機能の維持への影響</p> <p>●流水の正常な機能が維持できるか</p> <p>治水専用の穴あきダムは別として、多目的ダムにはダムの容量配分のうちに必ず「流水の正常な機能を維持するための容量」が設けられている。この容量の大半を占めるのが農業水利権水量である。「第8章 利水の観点からの検討8.1 検討の進め方」では、専ら水道事業者等の利水参画者を対象とした利水について述べているから、この項(8)で農業水利権について一定の記述が必要だと思われる。「第8章(15) 既得水利の合理化・転用」の項は、この項(8)に移動する方が良いのではないかと考える。</p>
5 9	1 5	<p>第9章 総合的な評価の考え方</p> <p>「コストを最も重視する」と記述されているが、「コスト」には計画当初の予算規模のみではなく、実際にダムが完成するまでに必要な追加予算も精査して算入するべきである。</p>